

令和2年関川村議会10月（第8回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和2年10月5日（月曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第59号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第7号）
 - 第 4 議案第60号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 5 議案第61号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
 - 第 6 議案第62号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
 - 第 7 議案第63号 財産の取得について
 - 第 8 議案第64号 財産の取得について（スクールバス）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第59号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第7号）
 - 第 4 議案第60号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 5 議案第61号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
 - 第 6 議案第62号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
 - 第 7 議案第63号 財産の取得について
 - 第 8 議案第64号 財産の取得について（スクールバス）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	宮 島	克 己 君
総務政策課長	野 本	誠 君
健康福祉課長	佐 藤	充 代 君
建設課長	渡 邊	隆 久 君
教育課長	熊 谷	吉 則 君
健康福祉課参事	佐 藤	恵 子 君
観光地域政策室長	大 島	祐 治 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内	信 幸
主 幹	渡 辺	め ぐ 美

午前10時00分 開会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年関川村議会10月第8回臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、伊藤敏哉さん、5番、小澤 仁さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年8月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第59号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第7号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第59号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、大変ありがとうございます。

既にご承知と存じますが、先週、下関で熊が出没いたしました、お二人が被害に遭い、お一人は重体とお聞きしております。村としましては、猟友会をお願いしての、おりの設置、熊出没注意の看板設置、広報無線での注意喚起、猟友会や職員による朝夕の巡回、消防団による夕刻全村の巡回などを行っているところであります。また、小中学校の登下校や保育園の送り迎えにも注意喚起に

努めているところでございます。被害に遭われたお二人の一日も早い回復をお祈りいたします。

さて、本会議に提案いたしますのは、補正予算案件4件、財産取得案件2件、合わせて6件でございます。慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。（「一般会計の説明」の声あり）失礼しました。

議案第59号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第7号）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました各種事業費を追加補正するものでございます。新型コロナウイルス対策の予算につきましては今回が6回目となりまして、国の交付金を活用して実施する事業のための補正予算としては、今回が最終となる見込みであります。

詳細につきまして、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第7号となります一般会計補正予算につきまして説明させていただきます。

2,350万円を追加いたしまして、予算総額57億2,030万円とするというものでございます。

歳出、8ページからお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費、18節の補助金でございます。これは医療機関への支援ということで、具体的には佐藤医院の施設改修に係る費用の補助でございます。10分の10でございます。150万円計上させていただきました。

27節の繰出金につきましては、国保会計への繰出金ということで870万円、詳細につきましては、この後特別会計の補正予算で説明させていただきます。

3目の予防費でございます。この予算は、インフルエンザのワクチン接種の補助でございます。前回は補正で拡充しておりますけれども、今回は補助制度のない年代、19歳から64歳の方に対しまして1,500円ずつ補助するというものでございます。対象者は2,500人おります。

予算の組みといたしましては、村内の医療機関で接種した場合、その場で1,500円差し引いて精算されます。予算組みでは委託料ということで187万5,000円計上しております。

村外のお医者さんで接種した場合には、その場で全額まず払っていただいて、領収書を役場のほうに持ってきていただきますと、償還払い申請ということでその場で精算をして1,500円お返しというか、補助するという形になります。対象人数どちらがどれだけか分かりませんので、予算187万5,000円ずつ計上させていただきました。

それから、これらに関する補助事務ということで、短期間雇用を行います。会計年度任用職員報酬で51万円、旅費で4万円計上させていただきました。

9ページをお願いいたします。

6款商工労働費1項商工観光費でございます。補助金で700万円です。商品券付きの温泉旅館宿泊

利用券の発行ということで、宿泊利用券5,000円に商品券を1,000円プラスして1,000名分用意するというものでございます。この予算、今回が第2弾ということになりまして、冬場の需要喚起ということでございます。商工会への事務委託分100万円を加えまして、700万円の予算計上でございます。

8款消防費1項消防費でございます。常備消防につきましては村上市に委託しているわけですが、村上市の消防本部でもコロナ対策を行います。その負担金でございますが、予算的には委託料ということになります。200万円でございます。具体的な中身につきましては、消防本部などのコロナ対策で空調設備の改修あるいは本署分署消防車両、救急車両がございますけれども、これらの除菌対策ということでございます。

7ページの歳入をお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、4,897万4,000円を計上させていただきました。

18款の繰入金1項基金繰入金でございます。これは、まず財政調整基金でございますけれども、コロナ対策の補正を何度か行っておりますけれども、4月の補正のときには国の交付金をはっきりしておりませんでしたので、財政調整基金を取り崩す予算組みをしております。今、交付金をはっきりいたしましたので、この基金を崩すことなく戻すということで、マイナスの2,047万4,000円の計上でございます。

教育施設整備基金でございます。これもGIGAスクールの関係で3,300万円補正で繰入れの予算を組ませていただきましたけれども、コロナの交付金を500万円活用させてもらうということで、教育基金を500万円戻すということで、マイナスの500万円の計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

2つまとめて全部言ったほうがいいですか。（「1つずつ」の声あり）

まず初めに、9ページの消防費、常備消防費ということで、村上市の消防本部からの委託の負担割合ということなんですけれども、実際に車両の除菌また空調設備ということで、総額幾らなのか、また負担割合はどういった根拠でこの200万円となっているのかを教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 説明不足で失礼いたしました。

村上市で実際行いますのは1,704万6,000円ということでございまして、そのうち補正予算200万円計上しておりますけれども、予備費を含んでおりますので、実際は193万5,000円の負担でございます。補助割合は、これ計算しますと11.35%という金額になるんでありますけれども、これは村上市

との協定で決めておりまして、負担割合は平均割が6%、あと残る94%は交付税算入のときに用いる数値なんですけれども、消防費の基準財政需要額というのがございます。それを用いまして計算しているというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） もう一つ、8ページの感染症予防費の会計年度任用職員報酬なんですけれども、この期間は、インフルエンザウイルスの予防接種の期間が終われば、この職員は解雇というか解任になるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 会計年度任用職員につきましては、予防接種の期間となりますけれども、見込んでありますのは10月5日から1月の末までというふうに考えております。4か月間でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

9ページ、商工労働費の説明欄、観光振興対策費でお聞きをします。

宿泊促進事業補助金、第2弾ということでご説明がありました。

今、これから宿泊の予約が入る部分からもう該当するののかという点と、国のG o T oキャンペーンとの併用ができるのか、お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、期間につきましては、年が明けた1月から3月中旬までの期間を設定して調整をさせていただいております。

なお、国で行っておりますG o T oキャンペーンとの併用についても、事業主体であります商工会さんのほうには検討をお願いしておりまして、なるべく併用、有利に、お客様が村内にいらっしゃるという空間ができればなというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

加藤議員と同じ質問なので取消します。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田ですけれども、ちょっとお聞かせください。様々、第何弾というようなことでコロナの関係、補助金が出ていますけれども、例えば、今のプレミアム商品券であれば大分まだ余裕があるようなんですけれども、売れなくて、そういうのはまた第3弾が出るような格好になるのか、使う金額にいくまでやるのか、あるいは様々な事業の中で融通が利くのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） プレミアム商品券につきましては、無理やり使ってもらおうという意味ではなしに、需要がある部分は使っていただきますけれども、余ればそれは別の財源に当然回すということでございます。

今現在、どれぐらい余裕があるかというのははっきりしませんけれども、予算の残を見ながら、今後どんな形で有効にコロナ対策として使えるかどうかは今後考えていくことになろうかと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 歳出の8ページの一番上ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金、佐藤医院さんの施設改修という説明でしたけれども、具体的内容についてお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 内科であります佐藤医院の施設改修につきましては、これから発熱や風邪症状のある患者がインフルエンザの流行とともに発生するわけでありましてけれども、症状のある患者とその他の患者が混在しないように、エリアを分けて診察を行えるようなスペースを設けるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） もう一点、このページの一番下、18節負担金補助及び交付金ですが、先ほどのご説明で、村外の医療機関を受診した場合は領収書を役場へ持参して補助をいただくようにという説明でしたが、例えば受診した方がその補助制度を分からずにいた場合、医療機関宛てに役場から何か、村の患者が行った場合はこんな説明してくださいというようなことがあるのか、あるいは紙面でのPRのみなのか、村民へのPRの方法についてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 医療機関には、インフルエンザの予防接種が終わりましたら、インフルエンザの予防接種済みですという書類を記入していただくことにしております。それを接種した方が持参していただければ補助することになりますので、その用紙を医療機関で渡してもらいますので、それによって周知したいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第5、議案第61号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第60号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第61号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、議案60号でございますが、これは令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

この後の第61号でご提案をいたします関川診療所特別会計で行う事業の財源として、村の一般会計から繰り入れる補正予算でございます。

また、議案第61号は、令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）でございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、発熱や風邪症状のある患者とその他の患者が混在しないように、新たに診療室を設けるなど、診療所の施設整備及び備品購入のための経費を追加補正するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第60号につきまして説明させていただきます。

令和2年度の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）でございます。

既定の予算の総額に、それぞれ870万円を追加しまして、予算の総額を6億715万円とするものでございます。

次の議案第61号、関川診療所の施設整備の財源といたしまして、一般会計から繰り入れまして、

歳出予算で診療所会計を繰り出すという予算でございます。

歳入につきましては、205ページをご覧くださいと思います。

6 款繰入金の 3 項直営診療施設勘定繰入金でございます。870万円。

歳出につきましては、206ページ、6 款諸支出金の 2 項繰出金でございます。27節の繰出金で診療所会計へ繰り出してやります。

続きまして、議案第61号 令和 2 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

既定の予算の総額にそれぞれ950万円を追加いたしまして、予算の総額を9,000万円とするものがございます。

304ページをお開きください。

歳入でございますが、4 款繰入金 2 項事業勘定繰入金 1 目事業勘定繰入金 1 節、国保会計からの繰入金870万円でございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、前年度繰越金ということで80万円を計上してございます。

305ページでございます。

診療所の施設整備といたしまして、1 款 1 項 1 目の一般管理費に14節工事請負費765万円と17節備品購入費185万円を計上させていただきました。

工事費につきましては、保健センターのホールを一部パーティションで仕切りまして、新しく診察室を設けるものがございます。発熱や風邪症状のある患者とその他の患者が混在しないように、診察室を別に設けるものがございます。

それから、診療所の事務室の改修を行います。事務室と備品庫、それから更衣室の間の壁を取り払いまして、事務室を拡張する改修を行うものがございます。これによりまして更衣室の部分が減ってしまいますので、職員の休憩室を改修いたしまして、休憩室と更衣室を兼ねる部屋に改修いたします。

もう一つ、医師住宅のエアコンが故障いたしまして、20年ほど使っておりますが、1 階部分の 2 台とも故障して使えない状態にあります。これを取り替えるものがございます。

備品購入費につきましては、新しく設ける診察室に陰圧排気空気清浄機を 1 台設置、これは診察室で発生するオゾンといいますか、汚れた空気が外へ漏れないように陰圧排気空気清浄機を設置するものがございます。そのほかに待合室に 2 台、事務室に 1 台、空気清浄機を設置するものがございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

初めに、議案第60号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 305ページ、説明欄の一般管理費、工事請負費でお聞きします。

診療所の改修工事と医師住宅のエアコン取替工事ということで総額765万円の説明がありましたけれども、これ、それぞれ内訳が分かりましたら教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 工事費の内容でございますので、それぞれの金額については差し控えさせていただきますと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 同じく、305ページの備品購入費なんですけれども、一般管理費の陰圧排気空気清浄機等とございます。今の説明では、この空気清浄機、診察室と待合室2つということでしたが、この「等」ということは何かほかにもあるということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 先ほどの説明ではお話ししませんでしたけれども、窓のブラインド、それから現在使っている炊事場の流し台と申しますか、それを1つ取り替えさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 加藤さんと同じ質問でした。

○議長（渡邊秀雄君） はい。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

304ページ、この繰入金の中に事業勘定繰入金とあるわけですが、一般会計ではただの繰入金になっているわけです。勘定というのがつくんですけれども、何かこれ、一般会計から使い道を限定されて、それで特別会計をやると、そういう意味合いなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 支出の目的によりまして予算の科目が決まっております。ですので、一般会計では保健衛生費から繰り出しますし、それを国保会計では、一般会計からの繰入れなんですけれども、目的としましては診療所会計、国保の直診勘定への繰入金ということで、言葉を直診勘定への繰入金というふうにしてございます。診療所会計では、国保事業会計からの繰入金ということで事業勘定繰入金というふうになんか名前をつけてございます。その予算の目的に応じまして、名称をつけてございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。ということは、もうとにかく一般会計から繰り出すためには、目的がはっきりしないとその勘定というのはつかないということになるわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） はい、伝さんがおっしゃるとおりです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
-

日程第6、議案第62号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

- 議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第62号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

- 村長（加藤 弘君） 議案第62号は、令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

これは、工事費の増額補正をお願いするものでございます。

詳細について建設課長に説明させます。

- 議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

- 建設課長（渡邊隆久君） それでは、901ページをご覧ください。

議案第62号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的資質額に対し不足する額9,688万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,509万4,000円、引継金4,337万4,000円、過年度損益勘定留保資金3,841万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

既決予算の支出に100万円を増額し、支出合計2億4,808万7,000円とするものです。

902ページをご覧ください。

内訳としまして、支出の1款1項1目水道建設費の工事請負費に、金俣着水地送水ポンプ取替え工事分として100万円を増額計上させていただきました。これは、8月25日に金俣着水地2号送水ポンプが故障したことによる取替え工事分です。

以上で、関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

- 議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤さん。

- 5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

今ほどの説明で、金俣着水地のポンプの更新ということだったんですけども、8月の雨による被害なのか、経年劣化なのか、教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 実は、このポンプは昨年1回取り替えていまして、2年連続ということになりましたので、ポンプの耐用年数からするとあまりにも短いということで、メーカーに調査依頼をかけました。その調査結果としては、ポンプ自体には問題がないという回答だったんですが、水道として井戸を掘り直したりとか、そういうことがないのに、水質等の不良なのではないかという調査結果があったものですから、ちょっとうちのほうとしても納得がいかないというところがありまして、調査をそのまま今回同じポンプを入れ直すというわけにはいかないの、水中ポンプを、おかポンプに替えるということで、経年劣化とかそういうことではなかったということです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ポンプメーカーの保証にはならないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 調査報告書を持ってきた中で、ポンプとしての工場検査結果としては不具合はないという回答で、ポンプメーカーとしての満額保証とはなりません。ただし、やはり何かしら原因がもしかしたらあるかもしれないということで、今現在、見積りを取っていますけれども、割り引いた感じでの対応を協議しているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

当初予算から見ると、不足分というのが今回のことで430万円くらい増えているんですけども、この前の決算委員会での回答で、水道料金の改定をしたい、検討委員会を立ち上げるという、そういう説明がありましたけれども、どのような構成員でやられるのか、いつ頃やるのか、お聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 質問の中身というか、今の説明に対しての質問でやっていただけますか。

○2番（近 壽太郎君） はい。

○議長（渡邊秀雄君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号 財産の取得について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第63号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第63号は、財産の取得についてでございます。

国のG I G Aスクール構想に基づいた関川中学校のパソコン等の備品購入につきまして、このたび入札を執行いたしました。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細については総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それではご説明させていただきます。

令和2年度関川中学校教育用I C T機器整備事業でございます。

生徒用タブレット120台、教職員用ノートパソコン11台、電子黒板機器11台、ほか関連機器一式でございます。

契約金額1,705万円、契約の相手は株式会社B S Nアイネットさんでございます。

入札は、指名競争で10月1日に執行しております。指名した4者のうち1者が辞退されまして3者による競争でございました。

なお、予定価格に対する落札率は87.5%でございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

今、説明を受けたところのタブレットとかノートパソコン、1台の価格は分かりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） この入札は、一式で全体でやっておりますので、個別の価格は出て

おりません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 電子黒板機器11台とありますが、前にお聞きしたときには、この生徒用タブレットをそろえるときにその電子黒板も対応している形にしなければならないということでしたけれども、今ある黒板は、それはもう廃棄するんですか、それとも下取りか何かで出されるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今持っている電子黒板につきましては、まだ契約期間が残っておりますので、そちらのほうは最後までそれは使うということで考えております。最終的には、リースが終わりますとリース会社へ返納という形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、生徒用のタブレットを120台ということなんですけれども、この保管方法、生徒一人一人にずっと渡した状態になるのか、それとも学校で保管するのか。

その趣旨なんですけれども、GIGAスクール構想ということで、これについてオンラインというような意味合いも情報環境整備に関する説明、文科省の説明ではあったんですけれども、それに対応した管理とかはされるのかという意味でお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） まず、タブレットは学校で保管します。保管の仕方としましては、充電保管庫というものを購入しまして、そちらのほうでまとめて管理しておきます。そのタブレット一台一台につきましては、オンライン対応するカメラつきですとかマイクつきというものを購入するものであります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 9月でしたでしょうか、小学校もこの契約があったかと思うんですけれども、小学校と中学校をこの短時間で別にした理由を教えてくださいいいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 小学校のほうは、国の文科省のほうのGIGAスクール構想が当初小学校5・6年生対象ということで、そちらのほうを最初にまず計画しました。その後、全小学生、中学生、全部やってくださいということで前倒しになりましたので、そちらが後から国のほうに言われましたので、それで納入時期がずれたという形であります。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番、平田です。

指名業者4者ということだったんですけれども、この中に村内業者も入っているんですか。その辺教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 村内業者、1者入ってございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤です。

今の平田議員の質問に似ているんですが、その指名業者名というのは教えていただけないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 公表していますので、申し上げたいと思います。

村内業者、有限会社小泉屋さんです。それから、このBSNアイネットさん、それからエスジー・スタッフ株式会社さん、辞退されましたのが東日本電信電話株式会社さんでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号 財産の取得について（スクールバス）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第64号 財産の取得について（スクールバス）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第64号の財産の取得につきましては、スクールバス更新のための購入でございます。このたび入札を執行いたしました。既に仮契約を締結しており、議会に議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細について総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、スクールバスでございます。

29人乗り、2WD、1台でございます。

契約金額799万9,200円、契約は田村自動車整備工場さんでございます。

入札は、4者による指名競争で10月1日に執行しております。

予定価格に対する落札率は98.8%でございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） このスクールバスの更新なんですけれども、3月の予算で成立してあったと思うんですが、この10月に入札になったここまでのタイムスケジュールを教えてくださいよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

この事業は、へき地児童生徒援助費補助事業といまして、新年度予算、当初予算で計上しております。まず、5月に事業計画書の提出を県のほうからしてくださいということで、5月18日に事業計画書を提出しております。その後、7月3日に交付の内定通知が来ております。いわゆる内示であります。その内示に基づきまして、7月14日付で交付申請書を提出しております。そして、交付決定が来ましたのが本当にこの10月1日ということで、決定通知が来ております。それで、入札は10月1日付という形であります。

以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 7月に交付決定が内定されたタイミングで入札を行うというのはやはり難しいんでしょうか、総務課長。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 国の補助金が絡んでいますので、国の事務の考え方にもよりますので、その辺は教育課長が把握していると思います。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 内定を受けてから、交付決定の間に発注をしていいかということですが、県のほうにも確認をしまして、できれば交付決定の後にしてくださいということをおっしゃったので、一応そういうことでやりました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 更新の予算計上する際の話というのが、今まだ走っていますよね、入っていませんから。今、走っているスクールバスが、年数がたち、故障が多く、急ぎで更新をしたいというような話だったと思うんですけども、これは極力早くしたほうがいい案件だなとずっと思っていたんですね。へき地児童生徒援助費等補助金というのは、メーカーとか車種が当然指定できないわけなんですけれども、おおむね入札に入った2メーカー、2車種、製造元が一緒で同じ車体のもので皆さん考えておられると思うんですが、この10月に改良が入るんですよ、その車種が。今回入札で確定はしていますけれども、今、国内にある車がそれに間に合うかが分からない状態の中で、今度価格が変更になる可能性もありますよね。そういったのもあって、現状使っているスクールバスの調子が悪いと、改良のタイミングが大体どこのメーカーさんも11月から12月にかけて改良が入ってくるという点をもって、これが早くできなかったかという質問を今させていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今、現行で交換対象になっています車両のほうも修繕をしまして、今のところは故障がないという形では走っておりますけれども、確かにそういう、以前修理もたくさんしております車両でありますので、早く更新するというのは確かに私どももそう考えておりましたけれども、県のスケジュールにのっとりまして申請しておりますので、致し方ないのかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） スクールバスが2WDでよいのかどうかということ。以前に、坂道で消雪パイプが入っていたりして、冬場、短期間なんですけれども、滑って怖いんだという運転手さんの話がありましたので、その辺ちょっとお聞きしたいなど。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 4WD、以前は確かにそういう車両ありましたけれども、今この型でスクールバスで4駆はないということを聞いておりますので、2WDという形になっております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 前にあった現場というのはどんなふうな対応をされているんですか。消雪パイプのついているところで、塩カルとかをまけない状態にあるんだけれども、坂道でちょっと危険なんだと。短期間なんですけれども、冬場。その辺は現場の対応をされているんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） すみません、ちょっとその辺の情報がないんですが、場所は分かりますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 愛広苑の前から滝原というか、あの上っていく坂道ですね。意外と対向車もあったりして、スクールバスだと狭いんだというようなことも、危険性もあるんだというようなことでちょっとお聞きしてみました。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） その以前の話がいつ時点かはちょっと分かりませんが、あそこの要害の坂については、大分前は開渠の側溝だったのを蓋がかりにして、ある程度拡幅は現在されているんですが、それでも確かに狭いことは狭いんですけれども、対応としてはしていますけれども、その情報があつた時点がいつなのかちょっと分からないので、説明としては今の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 情報としては2年前です。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） そうすると、拡幅については10年ほど前になると思いますので、その後狭いというのは、多分大雪の関係で消雪パイプが利かなく、幅員が狭くなったのかなというふうにも考えられますので、そういうときはうちのほうに情報が来ますと、歩道除雪や普通の除雪車である程度拡幅はしております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時55分 散 会